

# ボラパトだより

いちかわボランティアパトロール

第 10 号  
平成27年12月24日発行

発行：市川市 市民部 市民安全課  
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号  
TEL 047-334-1129  
FAX 047-336-8073

「ボランティアパトロール」とは、ジョギング、犬の散歩や買い物など、ちょっとした外出の際に、オレンジ色の帽子を身につけて、パトロール活動も兼ねてもらうことで犯罪を抑止していくものです。

近年の傾向を下の段に掲載しましたので、パトロール実施の際の参考にしてください。

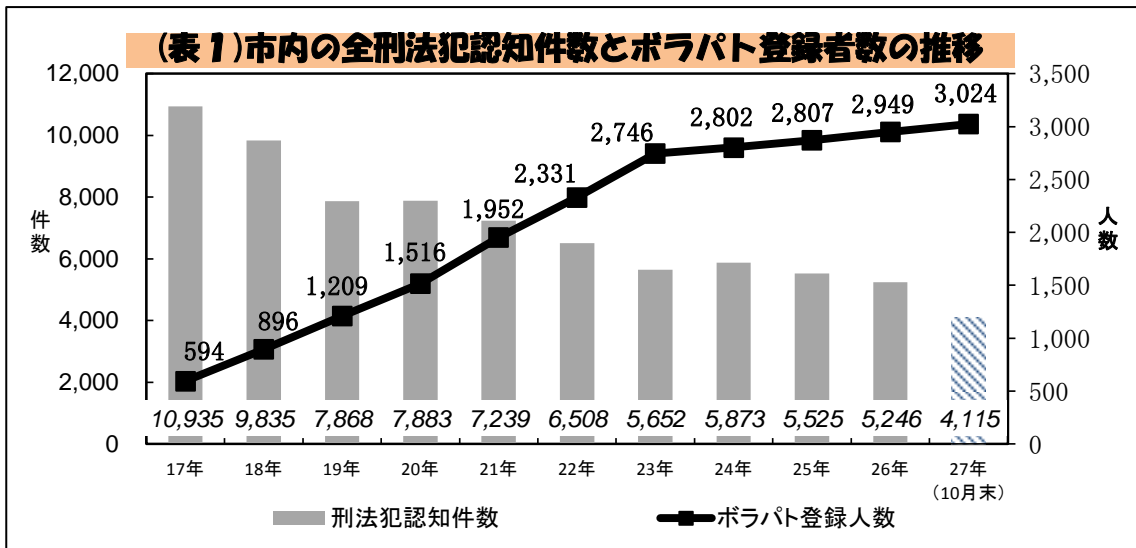
この年の犯罪の傾向を下の段に掲載しましたので、パトロール実施の際の参考にしてください。

また、年末年始は、「空き巣」などの「侵入盗」が増加する傾向にありますので、特に注意が必要となります。

平成27年（10月末現在）の全刑法犯認知件数は、昨年より257件減となる、4,115件で、昨年より引き続き減少が見込まれています。

市内でボラパト活動を行う方々は年々増加し、現在（10月末）、3,024名もの方に登録いただいています。市内の刑法犯認知件数が減少傾向をみせているのは、パトロール実施者が増え、防犯意識と地域の連帯感が高まっていることが大きな要因です。（表1）

今年もボラパト登録者数は↑  
犯罪認知件数は↓



## □無理はしない！

パトロールの目的は犯罪の未然防止であり、逮捕ではありません。犯行現場や不審者を目撃した場合は、すぐに110番通報をしてください。

## □パトロール中のアピールを！

犯罪者に防犯パトロールをしていることを気付かせるため、ボラパト帽子をしっかりとかぶりアピールをしてください。

## □地域の皆で声かけを！

犯人は、声をかけられたり顔を見られることを嫌います。住民同士があいさつや声掛けを行うことで、犯行を行いつらい地域と思わせることができます。

## □周辺環境にも注目！

荒れた環境は、犯罪を呼び込むとされています。街灯の球切れ、ごみや落書きの放置、道路に木などで死角が生じていないかなども着目し、発見した場合は必要に応じて市や自治（町）会などに連絡してください。

効果的なパトロール実施のために！

**侵入盗**  
駅周辺の戸建住宅での被害が多発しています。犯人の侵入口は、3階以下は窓、4階以上は出入口が最も多くなっています。

**ひったくり**  
18時から24時の時間帯に頻発してきます。被害者の多くは、女性と高齢者です。

**自転車盗**  
被害の半数は無施錠の自転車です。駅周辺や大型商業施設の駐輪場で多発しています。

〔近年の傾向〕

(表2)平成27年(10月末現在) 罪種別発生状況

罪種	件数	前年同期比
凶悪犯	17	-14
粗暴犯	202	2
空き巣	178	-64
忍込み	50	-52
自動車盗	32	-2
オートバイ盗	133	-15
自転車盗	1,284	60
車上ねらい	199	-6
ひったくり	39	12
その他窃盗	1,223	-63
知能犯	144	-1
風俗犯	29	10
その他刑法犯	615	-124
総数	4,145	-257

ボランティアパトロールへの新規加入、バッジや帽子の紛失・交換などに関しては、市川市 市民安全課までお問い合わせください。【TEL】 047-334-1129

※裏面に「いちかわボランティアパトロール実施要領」を掲載しましたので、改めてご一読ください。

# 『いちかわボランティアパトロール』

## 実施要領

### 1 活動目的

・住民自らがボランティアとしてパトロールを実施することにより、地域の犯罪に対する抑止力を高めるとともに、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図ることで、地域を犯罪のない安心なまちにすることを目的とする。

### 2 登録要件

- ・市内在住もしくは在勤・在学の18歳以上の方
- ・週1回以上活動できる方
- ・活動の目的に賛同いただける方

### 3 貸与物品

- ・パトロール用帽子
- ・登録番号札（ワッペン）

### 4 活動内容

- ・登録者は市内での日常のジョギングや犬の散歩などちょっとした外出や通勤通学などの際、パトロール用帽子及び登録番号札を着用して、地域のパトロールを兼ねる。
- ・パトロール中は裏面の注意事項を遵守する。
- ・市が開催する防犯講習会などに積極的に参加する。
- ・年1回活動報告を行う。（報告は市から送付されるアンケートをもって行う。）

### 5 市の役割

- ・登録申込書を受理し登録者名簿を作成する。
- ・規定の物品を貸与する。
- ・防犯に関する講習会を開催する。
- ・防犯に関する情報を郵送する。
- ・活動に関するアンケート及び活動継続の意思を確認する。
- ・活動に対する傷害保険に加入する。
- ・3年以上継続して積極的にボランティアパトロール活動を実施した者で、その活動内容により、市の防犯活動に貢献した個人に対し感謝状を授与する。

### 6 免責

- ・パトロールは自己責任において行うものとし、市はその責任を負わない。  
但し、活動中に万が一事故があった場合は市が加入する保険を適用する。

### 7 脱退要件

- ・脱退の意思表示をした場合
- ・登録要件を喪失した場合
- ・不法行為などがあった場合
- ・パトロール6か条を守らない場合

### 8 事務局

- ・市川市 市民部 市民安全課 TEL047-334-1129（直通）

※ 必ずよく読んで活動してください。

## 《 注 意 事 項 》

- ・登録事項などに変更が生じた場合は、すみやかに届出してください。
- ・活動を脱退される場合、貸与物品（パトロール用帽子及び登録番号札）は返却をお願いします。
- ・パトロール中に発生した事故については、必ず事務局（市民部 市民安全課）に連絡してください。

### 【 パトロール6か条 】

- ① 活動の際は必ず帽子等を着用してください。なお、帽子等は他人に貸さないでください。  
蛍光色の帽子等は着用者に対する視認性を高め、パトロールの実施を周知して犯罪を抑止するとともに、事故等の危険防止にも効果的です。
- ② 地域の方とあいさつを交わすように心掛けてください。  
パトロールの中で住民相互のあいさつ・声かけを実践することにより防犯効果が高まるとともに、良好な地域コミュニケーションの醸成が図れます。
- ③ 危険な行為は絶対に行わないでください。  
このボランティアパトロールは、パトロールする姿を見せて犯罪を抑止することを目的としています。自らの安全を第一に考えて無理をせず、事故や犯罪にまき込まれないよう十分注意してください。
- ④ 犯罪などを目撃したときは、直ちに警察に通報してください。  
パトロール中に次のようなことを目撃・発見した場合は110番で連絡します。
  - ・ 犯罪や事故
  - ・ 犯罪者として追跡されている者や行動、持ち物などの状況から犯罪者と思われる者
  - ・ 泥酔者、行き倒れ、家出人、迷子、痴呆による徘徊者など、保護を必要とする者
  - ・ その他の犯罪や事故に関係があると思われること e t c . . .
- ⑤ 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。  
パトロールは住民による自主的な活動であり、警察官のように特別な権限が与えられている訳ではありません。個人のプライバシーなど、他人の人権や財産を侵害しないよう十分に配慮してください。
- ⑥ 特定の活動を行う際は、ボランティアパトロールはしないでください。
  - ・ 帽子を着用して営業活動等を行うこと
  - ・ 帽子を着用して市が依頼した以外のチラシ配布や広報活動等を行うこと e t c . . .